

令和8年3月吉日

事業者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

「車両系木材伐出機械のうち走行集材機械の運転業務特別教育講習」の実施について

日頃は、当支部の事業運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年11月29日付けで労働安全衛生規則の一部が改正（平成26年12月1日より適用）され、車両系木材伐出機械の運転業務に従事する労働者は、従事する業務に応じてそれぞれの特別教育を受けることが必要になります。車両系木材伐出機械は次のとおり3区分されています。

1. 伐木等機械の運転業務

(ハーベスター、プロセッサ、フェラバンチャ、グラップルソー、木材グラップル機)

＜注＞原木市場、製材工場で使用する木材グラップルでベースマシーンが山林で走行できる設計になっているものは伐木等機械に該当します。但し、木材市場で使用する木材グラップルについては、いろいろな型式があるので、念のため購入したメーカーにどの教育が必要か確認をお願いします。

2. 走行集材機械の運転業務

(フォワーダ、スキッド、集材車、集材用トラクター等)

3. 簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転業務

(集材ウインチ、タワーヤード、スイングヤード等)

今回は上記2の走行集材機械の運転業務（フォワーダ、スキッド、集材車、集材用トラクター等が対象）について特別教育講習会を次のとおり開催します。

記

1. 講習日時 令和8年9月1日（火）9：00～16：00 （学科）  
9月2日（水）9：00～16：00 （実技）

2. 講習場所 松阪飯南森林組合 研修室 松阪市飯南町粥見5725-3（学科）  
松阪飯南森林組合 土場 （実技）

3. 講習科目及び時間

ア. 学科教育

・ 走行集材機械に関する知識

1時間

・走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び 取扱いの方法に関する知識	1 時間
・走行集材機械の作業に関する知識	2 時間
・走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間
・関係法令	1 時間
イ. 実技教育	
・走行集材機械の走行の操作	2 時間
・走行集材機械の作業のための装置の操作	4 時間

4. 定 員 30名 (定員になり次第締め切ります。)

5. 受講経費等

(1) 受講料

50,160円(税込) 内消費税(税率10%) 4,560円

【消費税取扱い登録番号】 T2010405001854

但し、テキスト持参の場合は、46,200円

(注) 車両系木材伐出機械の講習は、3区分されていますがいずれの講習もテキスト(車両系林業機械安全マニュアル)は共通です。

受講日の7日前までに下記口座に送金して下さい。

(2) 受講の申込期日及び受講料の返戻

受講申込は手配の関係で受講日の7日前までにお願いします。

受講当日に欠席した場合は、既納受講料は一切返金しないものとします。

6. 講習会修了証の発行等

(1) 所定の講習科目を受講した者に対し、「走行集材機械の運転業務特別教育修了証」を交付します。

(2) 講習時間は厳守し、所定時間数に満たない者は修了者として認めません。

7. 受講手続及び連絡事項

(1) 申込先 〒514-0003 三重県津市桜橋1丁目104番地  
林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部  
TEL059-225-9014 FAX059-226-0679

(2) 送金先 百五銀行 津駅前支店 普通預金 114996  
林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

(3) 受講申込

「受講申込書」に必要事項を記入の上、上記宛に郵送願います。

(受講票は、発行しません)

(4) その他

受講等のお問い合わせについては、林災防三重県支部までご連絡下さい。

8. 受講日の携行品等

ノート・鉛筆・消しゴム等の筆記用具、弁当、水筒、第2日目に参加の方は、実技の出来る服装で、雨具、ヘルメットは必ず各自持参して下さい。

## 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育講習受講申込書

※修了証番号 号 受付第 号

フリガナ 氏名		性別		生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所	〒 ー							
	連絡先電話： ( )							
所 属	事業所名							
	所在地	〒 ー		電話番号	( )			
				F A X	( )			
テキスト必要 の有無	必要・不必要 (いずれかに必ず○印をつけて下さい。)							
備考								

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部長 様

受講申込者氏名 \_\_\_\_\_ (印)